

平成 24 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ベスト電器
代表者名 代表取締役社長 小野 浩司
(コード番号：8175 東証第 1 部 福証)
問合せ先 常務取締役経営戦略本部長兼
海外事業部長 中野 茂
TEL. 092-781-7161

**資本・業務提携契約の締結、第三者割当による新株式発行並びに
主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当社は、平成 24 年 7 月 13 日開催の取締役会において、株式会社ヤマダ電機（以下、「ヤマダ電機」といいます。）との間の資本・業務提携契約（以下、「本提携契約」といい、本提携契約に基づく提携を「本提携」といいます。）の締結及び同社に対する第三者割当による新株式の発行（以下、「本第三者割当」といいます。）について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本第三者割当により、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

なお、本第三者割当につきましては、平成 24 年 7 月 13 日現在、企業結合審査の第 2 次審査が行われております。本第三者割当の実施は、公正取引委員会より、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）に基づく排除措置命令を行わない旨の通知を受領していることが条件となっております。

記

本提携の概要

1. 本提携の目的及び理由

当社は、昭和 31 年に家庭用電気製品（以下、「家電製品」といいます。）の販売を開始して以来、家電量販店事業を中核事業として展開してまいりました。

当社は、これまでフランチャイズを含め国内外に積極的に出店を行うとともに、平成 18 年には経営不振に陥っていた株式会社さくらや（以下、「さくらや」といいます。）の第三者割当増資を引き受けて同社を連結子会社化（平成 20 年に完全子会社化）し、また、平成 19 年には株式会社ビックカメラ（以下「ビックカメラ」といいます。）と業務・資本提携契約を締結する等、売上規模の拡大及び競争力の向上を図ってまいりました。

しかしながら、当社は、店舗の大型化やスクラップ&ビルドが遅れたことによる競争力の低下、過去の積極的な出店やさくらやの買収等による財務体質の悪化、更には、世界的な金融危機に伴う消費低迷による収益力の低下に直面し、平成 22 年 2 月期において、連結有利子負債（短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他有利子負債をいいます。以下同じ。）は 52,010 百万円、連結経常損失は 5,698 百万円、連結当期純損失は 37,448 百万円となり、当社の信用力は大幅に低下するにいたりました。また、当社とビックカメラとの提携においては、持株比率（発行済株式総数に対する所有株式数の割合をいう。）が 15.03%にとどまる等の理由から、提携効果が見込まれる共同商品調達は実現しておりません。

このような状況を踏まえ、当社は、平成 22 年に財務体質の抜本的改善及び競争力の確保を目的として事業再構築計画を策定し、不採算店舗の閉鎖、人件費の削減、不稼動資産の処分、さくらや等の業績不振子会社の整理等の改善施策を今日に至るまで着実に実行してまいりました。その結果、平成 24 年 2 月期において、連結有利子負債は 32,895 百万円と 2 期前と比較して 19,115 百万円減少する一方、家電エコポイント制度やアナログ停波に伴う特需の効果もあり、連結経常利益は 2,009 百万円、連結当期純利益は 589 百万円を計上して黒

字となり、2期前に比べて財務体質及び収益は改善いたしました。しかしながら、費用削減による財務体質の改善を優先してきたため、収益の維持・拡大に向けたスクラップ&ビルドや改装等の成長投資及び効率性や生産性向上に向けた情報システムや人材への投資については、極めて限定的にしか行うことができませんでした。

このような状況に加え、当社が属する家電量販店業界においては、家電エコポイント制度やアナログ停波に伴う特需の反動によって足元の需要と価格は大きく下落しており、当社の平成25年2月期第1四半期の連結売上高は50,060百万円（対前年比29.28%減）、連結経常利益は64百万円（対前年比93.70%減）となり、前年と比べて大きく減少しております。

家電製品は毎年一定の買換え需要が存在することやスマートフォン等の新商品の登場もあることから、今後の市場規模は足元から大きく減少する可能性は高くはないものの、主要な家電製品の普及率及び国内人口の減少を鑑みると市場環境の大幅な好転も望めないものと考えております。また、家電量販店事業は商品による差別化が難しいため、販売価格が最大の競争条件であるところ、各社の売上規模が家電製品メーカーに対する仕入価格交渉力に影響を与え、最終的には販売価格に影響を与えることとなります。近年は業界大手各社が積極的な出店や売場面積の拡大を推進し、さらなる売上規模を獲得する一方、当社のような業界中堅各社はこのような投資を行う余力に乏しく、業界大手各社と当社のような業界中堅各社の競争力格差は拡大する傾向にあります。さらに、近年はインターネットによる家電製品の購入も一般化してきており、価格競争は益々激化する傾向にあります。

上記のとおり、今後も厳しい市場環境や競争状況が継続すると見込まれる中、当社は、従前より、抜本的に競争力及び収益力を向上させ、信用力を回復させることが喫緊の課題であると考え、上記の事業再構築計画を実施しつつ、平成22年頃から複数の候補先との間で提携に関する協議を行ってまいりましたが、このような中、当社は、次の理由から、平成24年2月29日現在において当社の第2位株主（発行済株式総数に対する所有株式数の割合は7.45%）であるヤマダ電機との間で本提携を行うことが、当社の課題を解決することに資する考え、ヤマダ電機との間で本提携契約を締結するとともに、同社に対する本第三者割当を行うことといたしました。

平成24年6月26日付の日本経済新聞に掲載された記事における主要家電量販店の売上高順位によると、ヤマダ電機は、家電量販店として最大の売上規模（平成24年3月期の連結売上高1,835,454百万円）を有する業界リーダーであります。更に、ヤマダ電機は、当該売上規模に基づく高い仕入価格交渉力に加えて、高い生産性及び効率性並びに強固な財務基盤を確立しているなど、高い競争力及び信用力を有しております。また、同社は郊外型の大型店舗を中心に全国展開するとともに、近年は都市型店舗や中小型店舗を展開することで更なる成長を実現しております。

当社は、本提携に基づきヤマダ電機と連携して事業展開することで、ヤマダ電機が有する高い競争力及び信用力を享受することが可能となるものと考えております。具体的には、本第三者割当によって当社がヤマダ電機の連結子会社となることで、当社は、共同商品調達による売価の競争力向上、共同商品開発による集客力及び売上高の拡大、エリア戦略の共有によるドミナント化（注）の推進及びシェア拡大、物流・システムの連携や什器・間接資材の共同調達によるコスト削減、人事交流や店舗運営ノウハウの共有による生産性の向上及び信用力の向上による金融機関との取引の安定化といったシナジー効果を楽しむことが可能になると考えております。また、当社は、本第三者割当により調達した資金により、今日まで極めて限定的にしか行うことができなかった、収益の維持・拡大に向けた国内既存店舗のスクラップ&ビルドや改装等による活性化及び当社グループが進出して業績が堅調であって、将来も成長が期待できるインドネシア市場への更なる出店への成長投資並びに効率性や生産性向上に向けた情報システムや人材への投資を行うことが可能となります。さらに、本提携による財務基盤の強化や人材交流によるノウハウの共有等により、フランチャイジーの競争力の向上につながる支援が可能となることや本提携によって九州地域において知名度やネットワークを有する当社の法人営業と九州地域において価格競争力を有するヤマダ電機の法人営業との相互補完によって当社の法人営業を強化することも可能であると考えております。このように当社は、本提携に基づきヤマダ電機と連携して事業展開することで、ヤマダ電機が有する高い競争力及び信用力を享受することが可能となること、及び、本第三者割当により調達した資金で成長投資を行うことにより、当社グループの競争力及び収益力を向上させることが可能となると考えております。

（注）特定の地域に集中して店舗網を構築することによって、知名度の向上及びシェア拡大並びに広告宣伝

費及び物流費等の効率性向上を図ることをいいます。

上記のように、当社は、ヤマダ電機との間で資本及び業務両面における提携関係を構築することが当社の課題解決並びに中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものと判断し、平成24年7月13日付で本提携契約を締結し、後記「Ⅱ 第三者割当により発行される株式の募集」に記載のとおり、ヤマダ電機に対して本第三者割当により新株式を発行することといたしました。

なお、当社は、上記の通り平成19年9月20日付でビックカメラとの間で業務・資本提携契約を締結しておりますが、ヤマダ電機との本提携に伴い、当社は、ビックカメラに対して、同社との業務・資本提携について解消を申し入れており、今後、協議を行っていく予定です。

2. 本提携の内容等

(1) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当によりヤマダ電機を割当予定先として当社の普通株式 80,265,500 株（本第三者割当後の所有議決権割合 47.20%、発行済株式総数に対する割合 47.05%）を発行する予定であり、ヤマダ電機は、発行される新株式の全てを引き受けます。本第三者割当による新株式の発行により、当社の総株主の議決権の数（340,067 個）に対する割当予定先であるヤマダ電機の議決権の保有割合は 51.16%となり、同社は、当社の支配株主（親会社）に該当することとなります（詳細は後記「 第三者割当により発行される株式の募集」をご参照ください。）。

(2) 業務提携の内容

当社とヤマダ電機は、本提携契約において、以下の項目について業務提携を推進することを合意しております。なお、業務提携の具体的な方針及び内容等については、今後、業務提携協議会を設置のうえ、両社の間で協議を行う予定です。

(i) 共同商品調達

当社とヤマダ電機が共同して商品を調達することによって、売価の競争力の向上及び売上高の増大を図ります。

() 共同商品開発

当社とヤマダ電機が共同して顧客ニーズに応じた商品を開発し、集客力・収益の増大を図ります。

(iii) 共同資材調達

当社とヤマダ電機が共同して什器、消耗品等を調達し、コストの削減を図ります。

() エリア戦略（国内）

当社とヤマダ電機は、既存店舗のスクラップ&ビルド及び効率的出店等のドミナント化推進によって、収益性の向上を図ります。

(v) エリア戦略（海外）

当社とヤマダ電機は、地域情報、ネットワーク、店舗運営ノウハウを共有することによって、成長性・効率性の拡大を図ります。

() 物流及びインフラの相互活用

当社とヤマダ電機は、物流・情報システムやアフターサービス及び配送等を行う当社の連結子会社である株式会社ベストサービスを相互活用することによって、効率性の向上及びコストの削減を図ります。

() 人的交流

当社とヤマダ電機の相互の人材の配置転換によって、コストの削減及び店舗運営ノウハウの共有を図ります。

上記のほか、当社及びヤマダ電機は、本提携契約において、本提携契約の締結日以降、当社の取締役、代表取締役及び監査役の構成について誠実に協議すること、当社の取締役会等の経営上の重要な会議体に、ヤマダ電機が指名する者をオブザーバーとして出席させること、③当社の事業・経営に関する一定の事項（会社法に規定する株主総会の特別決議事項、剰余金の配当、株式の発行等）についてヤマダ電機の事前の書面によ

る承諾を要すること、④当社の株式について東京証券取引所市場第一部での上場を維持するよう協力すること、及び、当社の商号及び当社グループの店舗ブランドを維持すること等を合意しております（当社及びヤマダ電機は、本提携契約において、ヤマダ電機が当社普通株式を追加取得する旨の合意をしておりません。）。

3. 本提携の日程

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 取締役会 | 平成 24 年 7 月 13 日 |
| (2) 本提携契約締結 | 平成 24 年 7 月 13 日 |
| (3) 払込期間 | 平成 24 年 8 月 20 日から同年 12 月 31 日まで（注） |

（注） 払込期間については、企業結合審査の第 2 次審査の期間を勘案し、平成 24 年 8 月 20 日から同年 12 月 31 日までとしており、独占禁止法に基づき公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知が発行された日の 5 営業日後の日に払込まれることを予定しております。

4. 今後の見通し

「Ⅱ 第三者割当により発行される株式の募集 8. 今後の見通し」をご参照ください。

第三者割当により発行される株式の募集

1. 募集の概要

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 払込期間 | 平成 24 年 8 月 20 日から同年 12 月 31 日まで（注） |
| (2) 発行新株式数 | 普通株式 80,265,500 株 |
| (3) 発行価額 | 1 株につき 151 円 |
| (4) 調達資金の額 | 12,120,090,500 円 |
| (5) 募集又は割当方法
(割当予定先) | 第三者割当の方法により、以下の割当予定先に割り当てる
株式会社ヤマダ電機 |
| (6) その他 | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、及び、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受領していることを条件とする |

（注） 払込期間については、企業結合審査の第 2 次審査の期間を勘案し、平成 24 年 8 月 20 日から同年 12 月 31 日までとしており、独占禁止法に基づき公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知が発行された日の 5 営業日後の日に払込まれることを予定しております。

2. 募集の目的及び理由

本第三者割当の目的は、「Ⅰ 本提携の概要 1. 本提携の目的及び理由」に記載のとおりであります。

なお、本第三者割当は、既存株主の議決権の大幅な希薄化を伴うものではありませんが、当社は、本第三者割当による本提携のもと、緊喫の課題である競争力の向上、収益力の拡大及び信用力の回復を現時点において実現することが当社の中長期的な成長に必要な不可欠なものと考えております。「Ⅰ 本提携の概要 1. 本提携の目的及び理由」に記載のとおり、本提携に基づきヤマダ電機と連携して事業展開することで、ヤマダ電機が有する高い競争力及び信用力を享受することが可能となること、及び、本第三者割当により調達した資金で成長投資を行うことにより、当社グループの競争力及び収益力を向上させることが可能となると考えており、本第三者割当は当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであると判断いたしました。

当社の財務体質は未だ改善の途上にあるため、資金調達の方法として、借入や社債発行等の負債性の資金ではなく株式の発行による資金調達を行うべきであると判断いたしました。また、株式の発行方法については、第三者割当の他に、公募増資やライツ・オフリングといった方法もありますが、ヤマダ電機が有する高い競争力及び信用力を享受することが当社の競争力向上に向けて必要不可欠であることから、当社は第三者割当の方法を採用すべきと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	12,120,090,500 円
発行諸費用の概算額	350,000,000 円
差引手取概算額	11,770,090,500 円

(注) 発行諸費用の内訳は、当社のファイナンシャルアドバイザーである株式会社レコフへの報酬、弁護士費用、第三者委員会運営費用及び登記関連費用等を予定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、「I 本提携の概要 1. 本提携の目的及び理由」のとおり、収益力の維持・拡大、ドミナント化の推進、生産性及び効率性の向上を図るため、本第三者割当による調達資金を以下の使途に利用する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
国内既存店舗の活性化に向けた投資	8,488	平成 24 年 12 月～平成 27 年 2 月
海外(インドネシア)における出店に係る投資	1,020	平成 24 年 12 月～平成 27 年 2 月
情報システム更改及び人材投資	2,262	平成 24 年 12 月～平成 27 年 2 月

①国内既存店舗の活性化に向けた投資

当社は、平成 22 年の事業再構築計画の策定以降、財務的な制約から、スクラップ&ビルドや改装等の既存店舗の活性化に向けた投資を極めて限定的にしか行うことができなかったため、商圈の変動や店舗の老朽化への対応が遅れております。特に当社の地盤である九州・沖縄では、都市部への人口流入や都市部の再開発により商圈の移動や拡大が生じており、また、競合店の出店や中小型店舗の老朽化が進んでおります。そこで、当社は、平成 24 年 12 月から平成 27 年 2 月までに、8,100 百万円を投資して、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県及び沖縄県における既存店舗の一部を商圈に見合った店舗規模へ拡大するべく、スクラップ&ビルドを行い旗艦店化し、収益力及び地域シェアの維持・拡大を図ります。また、当社は、38 百万円を投資して、競合店の出店により競争力が低下している佐賀県の既存店舗について価格競争力を有する業態へと転換し、競争力向上を図ります。さらに、当社は、350 百万円を投資して、老朽化が進んでいる中小型店舗において改装や省エネ投資を順次行うことで、集客力向上及びコスト削減を追求し、もって、国内既存店舗の収益力及び地域シェアの維持・拡大を図ります。

②海外（インドネシア）における出店に係る投資

海外展開においては、当社は、昭和 60 年にシンガポールへの進出以降、マレーシアやインドネシアへと展開地域を拡大し、当該地域において高いブランド力を構築しております。特に、インドネシアにおいては、人口増加及び 1 人あたり GDP の増加により市場規模が安定的に拡大し、首都のジャカルタの他、地方都市においてもショッピングモールの建設が継続しており、現地の合弁パートナーからの当社への出店要請は日々強まっております。当社は、これまで財務的制約から出店数を限定せざるを得ない状況にありましたが、本提携を機に、当社のブランド力があり、今後も高い成長が見込まれるインドネシア主要都市において、平成 24 年 12 月から平成 27 年 2 月までに 1,020 百万円を投資して、中型店舗を中心に各商圈に見合った出店を拡大させ成長の促進を図ります。

③情報システム更改及び人材投資

当社は、情報システムや人材の教育・研修への投資も限定されていたことから、情報システムの代替性・汎用性が低く、また、専門分野に関して十分な人材育成が図れておらず、生産性及び効率性が低下しております。そこで、当社は平成 24 年 12 月から平成 27 年 2 月までに、1,900 百万円を基幹システム及び販売管理システムの更改並びに端末機器の入替等へと投資し、また、362 百万円を通信分野や情報機器分野における専任者の育成や従業員の語学力向上及び海外事業担当者の育成といった従業員の教育・研修へと投資し、生産性及び効率性の向上を図ります。

なお、本第三者割当による差引手取概算額を上記の使途に充当するまでは、当社の銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

「I 本提携の概要 1. 本提携の目的及び理由」に記載のとおり、家電量販店各社の競争環境が益々激化し、当社の収益力及び信用力が低下しているため、当社は、収益力の維持・拡大を目指した国内既存店舗の活性化及び海外（インドネシア）における出店、生産性及び効率性の向上を目指した情報システム更改や人材投資を行うことは必要不可欠であると考えておりますが、現時点での当社のキャッシュ・フローを勘案すると、当該投資は極めて困難な状況にあります。

本第三者割当により調達する資金によって、上記の投資を行うことが当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に繋がると期待されることから、本第三者割当の資金使途については合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額に関しては、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（2012年7月12日。以下「決定直前日」といいます。）まで1ヶ月間の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の平均値である151円をもって発行価格といたしました。

払込金額を決定直前日まで1ヶ月間の終値の平均値を基礎とした理由は、当社の第三者割当増資に関する憶測報道がなされたことにより、決定直前日の終値（172円）はその直前営業日である2012年7月11日（以下、「報道直前日」といいます。）の終値（154円）から11.69%（18円）上昇しており、また、売買高についても決定直前日の売買高（24,597,500株）は報道直前日から3ヶ月遡った期間の1日当たりの売買高の平均（291,669株）の84倍に上ること、②最近の当社株価変動状況や売買高を見ても従前に比して大きく変動していること、③当社株式の売買高は、報道直前日から3ヶ月遡った期間の1日当たりの売買高の平均（291,669株）であるところ、決定直前日から遡った過去3ヶ月（取引日数は62日）において、売買高が1,000,000株以上と当該平均売買高の3倍以上に大きく変動する日が決定直前日を除き5日散見されることが確認され、当社株式の売買高が一時的に大きく変動し必ずしも安定しているとは言えないこと等から、決定直前日にできるだけ近い一定期間の平準化された値を基準とする方が算定根拠として客観性が高いと考えます。また、前記資金使途に記載のとおり当社には資金需要があり、後記（2）に記載のとおり本提携に基づきヤマダ電機と連携して事業展開することで、ヤマダ電機が有する高い競争力及び信用力を享受することが可能となること並びに本第三者割当により調達した資金で成長投資を行うことにより、当社グループの競争力及び収益力を向上させることが可能となることも考えております。これらを踏まえて、ヤマダ電機との交渉を経て、決定直前日までの1ヶ月間の平均値を用いることが合理的であると判断したためです。

なお、払込金額（151円）は、決定直前日の終値（172円）に対し12.21%のディスカウント、決定直前日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（162円）に対し6.79%のディスカウント、決定直前日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（179円）に対して15.64%のディスカウントを行った金額となっております。

払込金額である151円は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日から1ヶ月遡った期間の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値であるところ、決定直前日に憶測報道が行われ、当該決定直前日の終値（172円）はその直前営業日である報道直前日の終値（154円）から11.69%（18円）上昇しており、また、売買高についても決定直前日の売買高（24,597,500株）は報道直前日から3ヶ月遡った期間の1日当たりの売買高の平均（291,669株）の84倍に上るため、このような価額及び売買高の状況等を勘案して、当社は払込金額を本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日から1ヶ月遡った期間における終値の単純平均値としていることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な払込金額には該当しないと当社は判断しており、本第三者割当に関する取締役会決議に出席した監査役全員からも、当社の判断と同様の理由により、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する株式数は80,265,500株（議決権160,531個）であり、これは、現在の当社発

行済株式数 90,314,830 株（総議決権数 179,536 個）に対し 88.87%の割合（総議決権に対する割合 89.41%）で希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、本第三者割当を含む本提携のもと、緊喫の課題である競争力の向上、収益力の拡大及び信用力の回復を現時点において実現することが当社の中長期的な成長に必要な不可欠なものと考えております。「I 本提携の概要 1. 本提携の目的及び理由」に記載のとおり、当社がヤマダ電機の連結子会社となることで、当社は、共同商品調達による売価の競争力向上、共同商品開発による集客力及び売上高の拡大、エリア戦略の共有によるドミナント化の推進及びシェア拡大、物流・システムの連携や什器・間接資材の共同調達によるコスト削減、人事交流や店舗運営ノウハウの共有による生産性の向上及び信用力の向上による金融機関との取引の安定化といったシナジー効果享受することが可能になると考えております。また、本件の資金調達により、今日まで極めて限定的にしか行うことができなかった、収益の維持・拡大に向けた国内既存店舗のスクラップ&ビルドや改装等による活性化及び当社グループが進出して業績が堅調であって、将来も成長が期待できるインドネシア市場への更なる出店への成長投資並びに効率性や生産性向上に向けた情報システムや人材への投資を行うことが可能となります。さらに、本提携による財務基盤の強化や人材交流によるノウハウの共有等により、フランチャイジーの競争力の向上につながる支援が可能となることや本提携によって九州地域において知名度やネットワークを有する当社の法人営業と九州地域において価格競争力を有するヤマダ電機の法人営業との相互補完によって当社の法人営業を強化することも可能であると考えております。このように、本提携に基づきヤマダ電機と連携して事業展開することで、ヤマダ電機が有する高い競争力及び信用力を享受することが可能となること、並びに、本第三者割当により調達した資金で成長投資を行うことにより、当社グループの競争力及び収益力を向上させることが可能になると考えており、本第三者割当により一時的な株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは既存株主の利益につながるため、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(1) 名 称	株式会社ヤマダ電機	
(2) 所 在 地	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 一宮 忠男	
(4) 事 業 内 容	家庭電化製品小売	
(5) 資 本 金	71,058 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	昭和 58 年 9 月 1 日	
(7) 発 行 済 株 式 数	96,648,974 株	
(8) 決 算 期	3 月 31 日	
(9) 従 業 員 数	14,006 名 (連結)	
(10) 主 要 取 引 先	一般顧客、法人他	
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社東和銀行	
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6.49%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5.82%
	株式会社テックプランニング	4.84%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2.98%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	2.86%
	ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	2.80%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2.78%
	エスエスピーティ オーディー05 オムニバス アカунト トリー ティ クライアנט	2.11%

	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	1.88%	
	株式会社群馬銀行	1.80%	
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当該会社は、当社の普通株式6,730,500株（発行済株式総数に対する割合7.45%）を保有しております。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結純資産	406,381百万円	470,849百万円	526,743百万円
連結総資産	899,612百万円	929,010百万円	937,841百万円
1株当たり連結純資産(円)	4,297.29円	4,978.38円	5,516.15円
連結売上高	2,016,140百万円	2,153,259百万円	1,835,454百万円
連結営業利益	87,303百万円	122,764百万円	88,978百万円
連結経常利益	101,586百万円	137,847百万円	102,225百万円
連結当期純利益	55,947百万円	70,754百万円	58,265百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	594.26円	751.03円	618.46円
1株当たり配当金(円)	40円	76円	76円

割当予定先であるヤマダ電機は、株式会社東京証券取引所に上場しております。また、当社は、ヤマダ電機が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載されている「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況として、当社は、社会的責任の観点から、社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力や団体との関係を排除するとともに、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。また、全取締役・全従業員に対する教育及び啓蒙活動を行い、周知徹底を図ります。万が一、反社会勢力や団体による事案発生時には警察等の外部機関と連携し、必要に応じ顧問弁護士、専門家等のアドバイスを受けながら法律に則した対応を行います。」との内容を確認し、ヤマダ電機、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係が無いと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が割当予定先としてヤマダ電機を選定した理由は、「I 本提携の概要 1. 本提携の目的及び理由」に記載のとおりであります。

なお、ヤマダ電機との本提携の主な内容につきましては、「I 本提携の概要 2. 本提携の内容等 (2) 業務提携の内容」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

ヤマダ電機は、当社の戦略的パートナーとして当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しております。また、ヤマダ電機は、本第三者割当の実行により当社の筆頭株主及び親会社となるため、当社の安定株主として当社株式を長期保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、ヤマダ電機から、割当を受ける日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合は、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

ヤマダ電機が平成24年6月28日付で関東財務局長へ提出した第35期有価証券報告書の財務諸表に記載の売上高、総資産額、純資産額及び現預金の額等の状況を確認した結果、本第三者割当の払込みについて十分な資力を有していることを確認しております。また、本第三者割当は、本提携の一環として行われることに鑑みると、本第三者割当の払込みについては確実性があるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成24年2月29日現在）		募 集 後	
株式会社ビックカメラ	15.03%	株式会社ヤマダ電機	51.00%
株式会社ヤマダ電機	7.45%	株式会社ビックカメラ	7.95%
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社	4.42%	日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社	2.34%
株式会社西日本シティ銀行	4.21%	株式会社西日本シティ銀行	2.23%
日本生命保険相互会社	3.01%	日本生命保険相互会社	1.59%
第一生命保険株式会社	2.51%	第一生命保険株式会社	1.33%
NECモバイルリング株式会社	2.21%	NECモバイルリング株式会社	1.17%
公益財団法人北田奨学会記念財団	2.14%	公益財団法人北田奨学会記念財団	1.13%
パナソニック株式会社	1.74%	パナソニック株式会社	0.92%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1.64%	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	0.87%

(注)1 平成24年2月29日現在の株主名簿を基準とし、持株比率は発行済株式総数に対する比率を記載しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当の実行後、当社とヤマダ電機は、「I 本提携の概要 2 本提携の内容等 (2)業務提携の内容」に記載のとおり、業務提携協議会を設置し業務提携の具体的内容について協議を進めてまいります。平成25年2月期の業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

(企業行動規範上の手続き)

企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%以上であること、及び、支配株主の異動を伴うものであることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条等に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。当社は、競合他社の提携が進展するなど家電量販店業界における競争環境が益々激化する中、足元の需要と価格下落が想定以上に低下しており、当社の平成25年2月期第1四半期の連結売上高は50,060百万円（対前年比29.28%減）、連結経常利益は64百万円（対前年比93.70%減）となり、前年と比べて大きく減少していること、当社の財務状況に照らして早期に信用補完することが当社の企業価値の保全及び向上にとって極めて重要な状況にあることから、可能な限り早く本第三者割当を行い、資金調達を行って財務基盤を確保しつつ成長に向けた投資を行うことで、当社の課題である競争力の向上、収益力の拡大及び信用力の回復を早急に実現することが必要であると判断し、当社の経営者

から一定程度独立した者として、当社の顧問弁護士ではない社外有識者である敷地健康氏（弁護士）、当社の社外監査役であり、かつ、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である下川眞一氏（司法書士）及び篠原俊氏（公認会計士）の3名によって構成される第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を行いました。

第三者委員会は、平成24年7月13日開催の取締役会において、大要以下の内容の意見を述べております。

家電量販店業界の競争が激化しており、特に業界大手と中堅各社の競争力格差が拡大していること、事業再構築計画に従った施策の実行にもかかわらず抜本的な業績改善には至っていないこと等が認められ、以上について不合理な点はないと評価できるため、当社は抜本的に競争力及び収益力を向上させ、信用力を回復させる必要がある状況にあると認められる。

②当社は、2010年末頃から、複数の候補先との間で提携について検討・交渉を行ってきたこと、当社がヤマダ電機の子会社となることは当社の企業価値の向上に資すると考え、独立当事者間の交渉を経て当社との提携を決定していること等が認められ、以上について不合理な点はないと評価できるため、当社は、他社との提携についても真摯に検討を行った上で、ヤマダ電機を提携先として決定していると思料する。

共同商品調達により売上高、売上総利益及び営業利益の増加が見込まれていること、当社はヤマダ電機の子会社となることで、競争環境が改善し、また、ヤマダ電機の高い信用力を享受することができること、その他提携やヤマダ電機における本提携の目的、本提携後の運営方針及びヤマダ電機の経営理念等が企業価値の向上に資すること等が認められ、以上について不合理な点はないと評価できるため、当社は、本提携により、高いシナジー効果を享受すると思料される。

④当社の現状及び家電量販店業界の現状に鑑みれば、既存店舗活性化、海外出店、情報システム・人材投資を行う必要があること、それぞれの投資に係る想定損益は、投資にかかる想定費用に見合ったものとなっていること等が認められ、当社の資金使途は合理的であり、当社には資金調達の必要性があると思料される。

⑤本第三者割当により発生するコストは、本提携の効果と比較すると小さいものと認められ、本第三者割当により発生するコストを勘案してもなお本第三者割当を行うことは合理的であると思料する。本第三者割当により、ヤマダ電機が有する高い競争力及び信用力を享受することが可能となること、借入れ、公募増資及びライツオフリングについては第三者割当の方法と比較して、当社の課題解決に十分に資するものではないこと等が認められ、当社が第三者割当の方法により資金調達を行うことは、相当性を有するものと思料する。

⑦本第三者割当の払込金額は特に有利な払込金額には該当しないこと、希薄化の規模は合理的であることからすれば、本第三者割当の発行条件等は相当なものであると思料する。

以上の点に鑑みると、本第三者割当は、当社にとって必要性及び相当性を有すると思料する。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成22年2月期	平成23年2月期	平成24年2期
連結売上高	345,619百万円	340,969百万円	261,705百万円
連結営業利益	5,230百万円	6,862百万円	2,535百万円
連結経常利益	5,698百万円	5,854百万円	2,009百万円
連結当期純利益	37,448百万円	1,057百万円	589百万円
1株当たり連結当期純利益	415.82円	11.74円	6.55円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	471.95円	486.38円	492.55円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年5月25日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	90,314,830 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	株	%
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	株	%
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	株	%

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	平成22年2月期	平成23年2月期	平成24年2月期
始 値	265 円	209 円	245 円
高 値	515 円	316 円	279 円
安 値	210 円	186 円	149 円
終 値	212 円	243 円	219 円

最近6か月間の状況

	平成24年 2月	3月	4月	5月	6月	7月(注)
始 値	194 円	220 円	202 円	194 円	148 円	147 円
高 値	236 円	224 円	209 円	194 円	150 円	183 円
安 値	191 円	194 円	177 円	145 円	131 円	147 円
終 値	219 円	204 円	194 円	147 円	144 円	172 円

(注) 平成24年7月の株価につきましては、同月12日までの状況であります。

発行決議日前営業日株価

	平成24年7月12日
始 値	182 円
高 値	183 円
安 値	168 円
終 値	172 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はございません。

主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

「 第三者割当により発行される株式の募集」に記載のとおり、本第三者割当により、ヤマダ電機は新たに当社の主要株主である筆頭株主及び親会社となる予定であります。

なお、当社の主要株主である筆頭株主であり、かつ、その他の関係会社であった株式会社ビックカメラは、当社の主要株主及びその他の関係会社に該当しなくなる見込みであります。

2. 異動する株主（会社）の概要

(1) 新たに主要株主である筆頭株主及び親会社となるもの

(1)	商号	株式会社ヤマダ電機
(2)	所在地	群馬県高崎市栄町1番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 一宮 忠男
(4)	事業内容	家庭電化製品小売
(5)	資本金	71,058 百万円（平成 24 年 3 月 31 日現在）

(2) 主要株主及びその他の関係会社に該当しなくなるもの

(1)	商号	株式会社ビックカメラ
(2)	所在地	東京都豊島区高田三丁目 23 番 23 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮嶋 宏幸
(4)	事業内容	音響映像商品、家庭電化商品、情報通信機器商品等の販売
(5)	資本金	18,402 百万円（平成 24 年 2 月 29 日現在）

3. 異動前後における当該株主等の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) ヤマダ電機

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	13,461 個 (6,730,500 株)	7.49%	第 2 位
異動後	173,992 個 (86,996,000 株)	51.16%	第 1 位

	属性	議決権の数		
		直接所有分	合算対象分	計
異動前	—	13,461 個	—	13,461 個
異動後	親会社	173,992 個	—	173,992 個

(2) 株式会社ビックカメラ

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	27,154 個 (13,577,000 株)	15.12%	第 1 位
異動後	27,154 個 (13,577,000 株)	7.98%	第 2 位

	属性	議決権の数		
		直接所有分	合算対象分	計

異動前	その他の関係会社	27,154 個	—	27,154 個
異動後	—	27,154 個	—	27,154 個

4. 異動予定

平成 24 年 8 月 20 日から同年 12 月 31 日

5. 今後の見通し

当該異動による業績への影響につきましては現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

発行要項

- | | | | |
|-----|--|---|------------------------------------|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 普通株式 | 80,265,500 株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 1 株につき | 151 円 |
| (3) | 払込金額の総額 | | 12,120,090,500 円 |
| (4) | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額 | 6,060,045,250 円 (1 株につき
75.5 円) |
| | | 増加する資本準備金の額 | 6,060,045,250 円 (1 株につき
75.5 円) |
| (5) | 募集又は割当の方法並びに割当予定先及び割当株式数 | 第三者割当の方法により、以下の割当予定先に割り当てる
株式会社ヤマダ電機 | 80,265,500 株 |
| (6) | 払込期間 | 平成 24 年 8 月 20 日から同年 12 月 31 日まで (注) | |
| (7) | その他、本新株式の発行に関して必要な事項の決定は、当社代表取締役社長小野浩司に一任する。 | | |
| (8) | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、及び、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受領していることを条件とする。 | | |

(注) 払込期間については、企業結合審査の第 2 次審査の期間を勘案し、平成 24 年 8 月 20 日から同年 12 月 31 日までとしており、独占禁止法に基づき公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知が発行された日の 5 営業日後の日に払込まれることを予定している。